

- 障害者自立支援法案により小規模作業所の位置づけや機能はどう変わるのか。しっかりと制度化されるのか。(3/4 参・予算委 木庭健太郎議員)

従来の小規模作業所、授産施設と言ったものは、今回のこの支援法の体系においては、将来的に企業の雇用につながる支援をしていただく役割、就労していただく機能、それから重度の障害者の皆さんに対しては創作的活動などの機会の提供というものに再編されると考えている。都道府県の策定する障害者福祉計画に基づきながら計画的にこの方向に移行できるようにと考えている。

小規模作業所を利用する皆さん方の、経営のノウハウ等について勉強をしていただくための予算を確保して、スムーズに移行できるようにがんばってまいりたい。(副大臣)

- 小規模作業所は、地域活動支援センターに移行していくものも多いと思うが、運営費が裁量的経費で不安に感じている関係者も多い。どう対応していくのか。(3/4 参・予算委 木庭健太郎議員)

地域活動支援センターの重要性にかんがみて、大変重要な役割を果たしてもらうわけであることから、市町村等が必ず実施しなければならない事業として位置付けるとともに、その費用についても国、都道府県が補助することができる旨の規定を設けることとしている。国としては、地域生活支援事業が適切に実施されるよう、十八年度予算においては、必要な予算の確保に最大限努力をしたいと考えている。(大臣)

4. 精神通院医療関係

- 精神障害者公費負担医療において負担を求めることについて、治療の中断につながるなどの懸念が当事者団体や地方自治体から寄せられている。適切な負担水準の設定と、重度かつ継続の対象となる疾病の範囲について今後十分な検討が必要ではないか。(2/23 衆・厚労委 福島豊議員) (3/10 参・予算委 紙智子議員)

今回の改正では、無理のない負担水準になるよう、所得に応じ毎月の負担上限を設ける予定であり、また、「重度かつ継続」の範囲については広すぎる、狭すぎる双方の意見があることから、実証的な研究結果を踏まえ対象の明確化を図ることとし、概ね2年以内に結論を得たものから随時実施することを予定している。(副大臣)

5. その他

- 障害者給付審査会というものが設けられチェックを受けることになると重度の人のサービスが制約を受けるのではないか。(2/18 衆・予算委 福島豊議員)

支給決定の客観化や透明化を図る必要があるというかねてからのご指摘を踏まえ審査会を設置することとしたが、御懸念のことがないようきちんとしたい。(大臣)

- 将来的には自立支援法は障害の種別や手帳の有無に係わらない普遍的な法律とすべきではないか。(2/23 衆・厚労委 福島豊議員)(2/23 衆・厚労委 園田康博議員)(2/25 衆・予算委第5分科会 宮下一郎議員)(3/15 参・厚労委 朝日俊弘議員)

自立支援法案により、障害の種別に関わらず一元的にサービスを提供する仕組みを構築することにより、とりわけ対策の遅れていた精神障害者の福祉が進むものと考えている。今回の法案は、普遍的な法律への大きな第一歩となるものであり、今後とも、支援を必要とする人がきちんとサービスを利用できる仕組みについて、幅広く検討してまいりたい。(大臣)

- 障害者の所得保障について今後どのように取り組んでいくのか。(2/23 衆・厚労委 福島豊議員)(2/25 衆・予算委第5分科会 宮下一郎議員)

障害者の所得保障としては、福祉と雇用が連携した就労支援に積極的に取り組むことにより、その適性に応じて障害者が働けるようにしていくことを一つの柱として、今後障害者の就労に力を注いでまいりたい。(大臣)

- 介護保険法の改正法案の附則において、今後、対象者の範囲について検討することとされているが、これは障害者にも対象を拡大するということを念頭に置いているのか。(2/23 衆・厚労委 大村秀章議員)(2/23 衆・厚労委 園田康博議員)(2/25 衆・予算委第5分科会 宮下一郎議員)

附則の検討規定では、障害者について直接言っていないが、検討の具体的な内容に障害者は含まれているものと考えている。(大臣)

- 介護保険法の改正法案の附則で「平成21年度を目途に所要の措置を講ずる」とされているが、具体的にはいつまでに、どの場で結論を出すのか。(4/15 衆・厚労委 馬淵澄夫議員)

時期としては、平成18年度末を考えている。検討の場としては学識経験者や制度の費用負担者をメンバーとする新たな検討の場を設けてこの問題について検討したいと考えている(大臣)